

岐 阜 県 公 報

第 九 十 二 号
令 和 二 年 三 月 三 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

(統 計 課) 二二四^ハ

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(教 職 員 課) 二二四

告 示

道路の供用開始

兼用工作物の管理の方法についての協議

岐阜都市計画の変更

都市計画下水道事業の認可 (公共下水道)

監 査 委 員 告 示

岐阜県監査委員規程の一部改正

(監 査 委 員) 二二六

監 査 委 員 訓 令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

(監 査 委 員) 二二七

公 示

公共測量の実施

公共測量の終了

土地改良区の定款の変更認可

(用 地 課) 二二八

(同) 二二八

(東濃農林事務所) 二二三

雑 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書 (令和元年度) の公告

(環 境 管 理 課) 二二三

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 二 年 三 月 三 十 一 日

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の表岐阜県輸出関係調査の項第三号中「支払い」を「支払」に改め、同項第五号中「調査票（準備調査名簿を含む。以下この項において同じ。）」を「準備調査名簿調査票」に改め、同項第六号中「調査票の取集」を「準備調査名簿の整理」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中「調査票」を「準備調査名簿」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とする。

別表岐阜県輸出関係調査の部調査方法の項中「及び取集」を「郵送により回収」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「主幹教諭」の下に「指導教諭」を加え、

六、五二四人
三七二人
九六人
九人
三八五人
三、八八三人
一八二人
四五人
五人
一九六人

に改める。

六、四七七人
三七三人
九七人
九人
三八八人
三、九一人
一八四人
四六人
五人
一九四人

を

附 則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
黒屋野井線	本巣市見延字系貫川通一四一四番五七地先から	同 市三橋字木船一〇三番地先まで	五・五	令和 二・三・三	平成 二七・三・一〇

岐阜県告示第百四十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

木曾川水系定蓮寺川

二 河川管理施設の名称又は種類

木曾川水系定蓮寺川右岸堤防

三 河川管理施設の位置

恵那市東野字庄次坊二二七番一及び同市同字山手一六四九番一

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 恵那市
住所 恵那市長島町正家一丁目一番地一

代表者の氏名 市長 小坂 喬峰

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、恵那市道の道路区域の範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

令和二年三月五日から道路が存しなくなる日まで

岐阜県告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画都市高速鉄道

名古屋鉄道名古屋本線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、岐阜市都市計画課及び岐南町建設課

岐阜県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

3・5・2 岐阜駅加納城南通線

3・2・5 一般国道156号線

3・4・13 城南芋島線

3・3・17 城南岐大線

3・3・21 徹明茜部中島線

3・5・30 岐阜駅柳津線

3・5・31 岐阜笠松線

3・4・33 宮薬師寺線

3・1・101 一般国道22号線

3・5・102 上印食中野線

3・2・705 茜部中島間線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、岐阜市都市計画課、岐南町建設課及び笠松町建設課

岐阜県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

瑞穂市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 瑞穂市公共下水道

三 事業施行期間

令和二年四月一日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第八号

岐阜県監査委員規程（昭和三十九年岐阜県監査委員告示第六号）の一部を次のように

改正する。

令和二年三月三十一日

岐阜県監査委員	田中勝士
岐阜県監査委員	加藤大博
岐阜県監査委員	鈴木良靖
岐阜県監査委員	藤良寛
岐阜県監査委員	長縄直子

第二條第一項中「次の事項について協議等」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の規定に基づく合議及び次に掲げる事項に係る協議」に改め、同項中第一号から第八号までを削り、第九号を第一号とし、同項第十号中「審査及び検査」を「検査及び審査」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十一号を同項第三号とし、同条第二項中「前項の」の下に「合議又は」を加え、「ある」を「できる」に改める。

第三條第一項を削り、同条第二項中「前項の提出又は通知」を「監査等の結果について、法令の規定に基づき提出等」に、「監査等の結果」を「これ」に改め、同項を同条とする。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

監査委員訓令

岐阜県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岐阜県監査委員	田中勝士
岐阜県監査委員	加藤大博
岐阜県監査委員	鈴木良靖
岐阜県監査委員	藤良寛
岐阜県監査委員	長縄直子

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程（昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「監査委員訓令」を削り、「監査基準」を「公示、監査基準、監査委員訓令」に改め、同条第六号中「定期監査及び随時監査」を「財務監査」に改め、同条第十三号を削り、第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 内部統制評価報告書の審査に関する事。

第三條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務についての監査に関する事。

第十條第一号中「令達文書」を「公示文書」に改め、同号に次のように加える。

イ 告示 法令等の規定に基づき告示すべき事項とされたものその他これに類するもの

ロ 公示 告示以外の文書で一般に公表を要すると認められるもの

第十條第一項第三号中「前二号」を「前三号」に掲げる文書に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 訓令 事務局に対する命令で一般に公表するもの

第十條第二項を削り、同条第三項中「前項の令達文書」を「告示及び訓令」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一條第一号中「令達文書は、それぞれの」を「告示及び訓令」の「に」、「追次」を「一連」に、「ものとする」を「こと」に改め、同条第二号中「往復文書は、」を「往復文書」に、「追次」を「一連」に、「ものとする」を「こと」に改める。

第十二条中「令達文書」を「公示文書、訓令」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により美濃市吉川土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施
 する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規
 定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
美濃市吉川土地区画整理組合
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
令和二年三月十六日から
令和二年四月三十日まで
- 四 作業地域
美濃市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第二項の規定により岐阜地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があっ
 たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜地方法務局
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
令和元年十月一日から
令和二年二月二十八日まで
- 四 作業地域
岐阜市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第二項の規定により木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通
 知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公
 示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（水準測量）
- 三 作業期間
令和元年十月一日から
令和二年三月十六日まで
- 四 作業地域
羽島市、海津市及び養老郡養老町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業期間

令和元年八月二十日から
令和二年三月十日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、同郡輪之内町及び同郡安八町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業期間

令和二年二月二十六日から
令和二年三月十七日まで

四 作業地域

海津市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年九月十三日から
令和元年十二月二十七日まで

四 作業地域

各務原市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

令和元年六月十三日から

令和二年三月十六日まで

四 作業地域

関市、山県市、本巣市及び加茂郡東白川村

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年十一月十一日から

令和二年三月十二日まで

四 作業地域

郡上市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

令和元年十月一日から

令和二年三月十三日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び同郡安八町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

令和元年七月十二日から

令和二年三月六日まで

四 作業地域

岐阜県

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

令和元年十一月十八日から

令和二年三月九日まで

四 作業地域

岐阜市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

下呂市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影、デジタルオルソ作成）

三 作業期間

令和元年八月十五日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により輪之内町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

輪之内町

二 作業種類

公共測量（撮影、数値地形図データ作成）

三 作業期間

令和元年七月十一日から

令和二年三月六日まで

四 作業地域

安八郡輪之内町

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
瑞 浪 中 部 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 三 ・ 三 一

雑 報

○「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和元年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和二年三月三十一日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 勢 田 昌 功

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名 称 国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局
 - 2 代 表 者 の 氏 名 中 部 地 方 整 備 局 長 勢 田 昌 功
 - 3 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 愛 知 県 名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 二 丁 目 五 番 一 号
- 二 対象事業の名称及び種類
 - 1 名 称 一 般 国 道 十 九 号 瑞 浪 恵 那 道 路

2 種類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

2 縦覧期間 令和二年四月一日（水）から令和二年四月三十日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ（<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）においてご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号

TEL 〇五七二 二五 八〇二六

2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）